

令和3年度 第3回受動喫煙防止対策専門部会 議事録

日 時 令和3年(2021年)5月12日(月) 18:00~19:00

方 法 オンライン開催

出席者 別添出席者名簿のとおり

1 開 会

○事務局（夕下主幹）：

本日は、お忙しいところご出席いただきありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今から、令和3年度第3回受動喫煙防止対策専門部会を開会いたします。事務局の保健福祉部健康安全局地域保健課主幹の夕下です。よろしく願いいたします。議事に入りますまでの間、進行を務めさせていただきます。

本日は、札幌市内における新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、オンライン形式での開催としており、大西部会長と北海道教育庁の井川課長及び事務局は、道庁別館の会議室からお話しさせていただき、出席者の皆様は、それぞれの所属等においてオンラインで参加していただいております。出席者の皆様におかれましては、ご発言をされる場合は、「手を挙げるボタン」や「リアクションボタン」を押すなどの合図をしていただければ、こちらからご指名しますので、その際には、マイクをオンにしてご発言をお願いします。また、本日、視聴者として参加されている方については、カメラ及びマイクをオフにしてご視聴いただくようお願いします。それでは、本日ご出席の皆様のうち、前回ご欠席でありました方々をご紹介します。北海道がんセンターの加藤院長です。よろしく願いいたします。続いて、北海道保健所長会（釧路保健所）の高垣部長です。よろしく願いいたします。なお、委員のうち北海道市長会の吉澤委員、北海道町村会の山内委員については、ご都合により欠席されておりますことをご報告いたします。続いて、本日の資料ですが、事前に郵送及びメールでお送りしております資料をお手元にご用意していただくようお願いします。それでは、これからの進行につきましては、大西部会長にお願いいたします。よろしく願いいたします。

○大西部会長：

札幌医科大学の大西でございます。本日の議題は、次第にありますとおり、報告事項が1つ、協議事項が1つ設定されています。それでは、報告事項①について、事務局から説明をお願いします。

2 議 題

(1) 報告事項：令和2年度 施設等における受動喫煙防止対策の実施状況について

○事務局（松野専門員）：

「報告事項① 令和2年度の施設等における受動喫煙防止対策の実施状況」についてご説明いたします。資料1をご覧ください。令和2年度に実施した受動喫煙防止対策の実施状況に関する調査結果をご説明します。調査区分は、大項目としては、「学校等」、「市町村管理施設」、「その他の施設」、「都市公園」の4区分となっています。まず、「学校等」については、条例では、幼稚園、保育所、学校等においては、敷地内（屋外）に特定屋外喫煙場所を定めないようにしなければならないことを規定しております。

本調査においては、全ての施設において屋内・屋外ともに受動喫煙防止対策が実施されていることを確認しましたが、屋外については、99.7%が敷地内禁煙であり、残りの0.3%の施設では、特定屋外喫煙場所を設置している状況にありました。なお、特定屋外喫煙場所を設置している0.3%については、施設数としては11施設となっております。

次に、「市町村管理施設」については、屋内は、95.5%が防止対策を実施しており、「屋内禁煙」が90%、「分煙（喫煙室設置）」が5.5%であり、「対策なし」が4.5%となっております。また、屋外については、89.8%が防止対策を実施しており、「敷地内禁煙」が61.8%、「喫煙場所あり」が28%であり、「対策なし」が10.2%となっております。

次に、「その他の施設」については、施設数が膨大であることから、5,000施設を無作為に抽出して調査票を送付し、47.4%の施設から回答を得ました。まず、第一種施設については、屋内の「防止対策実施あり」が96.5%、「実施なし」が3.5%であり、屋外については、「防止対策実施あり」が97.1%、「実施なし」が2.9%となっております。次に、第二種施設については、屋内の「防止対策実施あり」が83.2%、「実施なし」が16.8%であり、屋外については、「防止対策実施あり」が66.3%、「実施なし」が33.7%となっております。次に、飲食店については、屋内の「防止対策実施あり」が82.2%、「実施なし」が17.8%であり、また、条例では店内禁煙の飲食店等は禁煙である旨の標識を出入口の見やすい箇所に掲示しなければならないことを規定しておりますが、店内禁煙の店舗のうち、禁煙表示をしているのは81.5%、掲示していないのは18.5%となっております。

最後に、都市公園ですが、合計7,692施設のうち、ビクターセンター等の建物があるのは520施設であり、そのうち屋内を「禁煙」としているのが84.6%、「分煙」が0.8%、「対策なし」が14.6%であり、屋外については、「禁煙」が16.5%、「喫煙場所あり」が0.8%、「対策なし」が82.8%となっております。

これら調査項目の一部については、この後ご説明する推進プランの数値目標として設定し、毎年度調査を行うことで、各施設における防止対策の進捗状況を確認していくこととしております。令和2年度の「施設等における受動喫煙防止対策の実施状況」に関する説明は以上です。

○大西部会長：

ありがとうございました。今ご説明ありましたけれども、毎年度こうした調査が行われて、実施状況の推移などを評価していくことが可能になるというデータでしたけれども、ただいまの説明について何かご質問・ご意見等ございますでしょうか。

この都市公園の屋内というのは具体的にどのような施設になるのでしょうか、追加の説明をお願いします。

○事務局（夕下主幹）：

都市公園の屋内ですが、先ほどの説明に一部ございましたが、ビジターセンターやインフォメーションセンターなど、一般の方が利用される建物が公園内に一部ございまして、そういった施設の禁煙・分煙等の状況を調べたものでございます。

○大西部会長：

対策なしというところが少しまだあるようですので、この辺りも今後の推移を見ていく必要があると思います。また、禁煙表示がなしという飲食店 18.5%となっていますが、これも禁煙をしているところは禁煙表示をすることと義務づけられているところもありますので、禁煙表示していただくように働きかけていく必要があると思います。委員の皆様から、ご意見・ご質問ございませんでしょうか。

○加藤院長（北海道がんセンター）：

一つ質問ですが、数字的には立派、他のところよりも良いのではと思って見ていたけれども、第二種施設で特に悪いのは集会所等と理容室等です。屋内の対策で理容室等は場所も狭く今後の課題と思いますが、集会場等というのは具体的にどういった施設か教えてくださいいただけますか。

○事務局（夕下主幹）：

会場等の区分としましては、集会場のほか、冠婚葬祭をする施設、火葬場、宗教関係施設を対象としておりまして、加藤院長のおっしゃるとおり実施率が低い状況となっております。

○加藤院長（北海道がんセンター）：

わかりました、火葬場なども含むということですね。次のプランで出てくると思いますが、悪いところをよくしていくのが当然目標となってくると思いますので、確認させていただきました。ありがとうございました。

○大西部会長：

ありがとうございます。他にご質問・ご意見等ございますか。よろしいでしょうか。

（２）協議事項：北海道受動喫煙防止対策推進プラン（仮称）の素案（案）について

○大西部会長：

次に、協議事項①「北海道受動喫煙防止対策推進プランの素案(案) の案について」、前回の部会において、推進プランの基本的な考え方（骨子）に関するご説明を行いました。その後、事務局において作成した素案（案）について、本日皆様にご協議をいただきたいと

考えております。協議の進め方についてですが、推進プランの項目としては、「第1」から「第11」まで、10ページにわたる構成となっておりますことから、まずはじめに事務局から素案全体の概要についてご説明を行い、その後、項目ごとに細かい説明を行いながら、皆様からご意見等を伺ってまいりたいと思います。それでは、推進プランの素案（案）の概要について、事務局からご説明をお願いします。

○事務局（夕下主幹）：

北海道受動喫煙防止対策推進プラン（素案）案の概要をご説明します。資料2-1をご覧ください。推進プランの構成については、「第1 計画策定の趣旨」から「第11 計画の進行管理と評価」までの11項目としており、前回の専門部会でご説明した計画の基本的な考え方（計画の骨子）の項目と同じ項目となっています。詳細については、後ほど項目ごとにご説明していきますが、2ページ目に記載しております、この推進プランの肝となる「第7 受動喫煙防止対策に関する具体的施策」については、「1 普及啓発」、「2 学習機会の確保」、「3 市町村及び事業者等の取組の促進」、「4 実施状況の調査」、「5 体制の整備」の5つの区分で、具体的な取組を記載しています。また、「第10 数値目標」については、ただいまご説明した「第7 受動喫煙防止対策に関する具体的施策」と連動する形となりますが、「普及啓発」、「学習機会の確保」、「市町村及び事業者等の取組促進」の3つの区分で、合計9つの指標を設定しています。推進プラン（素案）案の概要に関する説明は以上です。

○大西部会長：

それでは、項目ごとに区切りながら協議を進めてまいります。「第1 計画策定の趣旨」から「第3 計画期間」まで、事務局から説明願います。

○事務局（夕下主幹）：

それでは、資料2-2をご覧ください。まず、「第1 計画策定の趣旨」についてですが、条例制定の背景や、条例制定に伴い、受動喫煙防止対策に関する具体的な施策のほか、適切な分煙環境の整備など法と連動した取組等を定めた「北海道受動喫煙防止対策推進プラン」を策定することについて記載しています。また、この推進プランは、「たばこ対策推進計画」のうち、受動喫煙の防止に関する分野を改訂して策定するものであることについて、その概要を記載しています。

次に、「第2 計画の位置付け」についてですが、この推進プランは、条例第8条に規定する「基本計画」の位置付けとすること。

次に、「第3 計画期間」については、「たばこ対策推進計画」の計画期間に合わせまして、令和5年3月31日までとすることを記載しております。「第1」から「第3」までの説明は以上です。

○大西部会長：

ご説明ありがとうございました。ただいまの説明に関して、ご意見・ご質問等ございます

でしょうか。

北海道健康増進計画の中のたばこ計画の受動喫煙の部分はこのアクションプラン案という形で位置付けているというところと、その増進計画の改定時期に併せて、令和5年3月31日までになっているということですのでけれども、特にこの点についてはよろしいでしょうか。

○各委員等：

(意見なし)

○大西部会長：

特にご意見がなければ次の項目ですが、「第4 受動喫煙による健康影響」から「第6 受動喫煙防止対策の基本的な考え方」まで、事務局から説明お願いいたします。

○事務局（夕下主幹）：

「第4 受動喫煙による健康影響」についてですが、2014年の厚生労働省の研究結果として公表されております、受動喫煙によってリスクが高まる病気や、受動喫煙の影響で年間約15,000人もの方々の方が亡くなられていることについて記載しております。

次に、「第5 道内の現状」についてですが、2019年の国民生活基礎調査の結果として、本道における成人喫煙率の状況のほか、公共施設等における受動喫煙防止対策の状況として、先ほど報告事項①においてご説明しましたが、施設区分ごとの対策の実施状況のほか、道が管理する施設については、指定管理等である一部の施設を除き、道庁本庁舎や振興局庁舎などにおいて、昨年6月から敷地内禁煙を実施していることを記載しています。

次に、「第6 受動喫煙防止対策の基本的な考え方」についてですが、条例で規定する3つの基本理念について、受動喫煙防止対策を推進するための基本的な考え方とすることを記載しています。1つ目は、受動喫煙が健康に悪影響を及ぼすことを認識し、全ての方に望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指すこと。2つ目は、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い20歳未満や妊婦の方々に対し、特に配慮して受動喫煙防止対策を推進すること。3つ目は、道や道民、事業者、関係団体のそれぞれの責務の下、協働しながら道民運動として受動喫煙防止対策を推進することとしています。「第4」から「第6」までの説明は以上です。

○大西部会長：

ありがとうございました。ただいまの説明に関して、ご質問・ご意見等はございますでしょうか。

○各委員等：

(意見なし)

○大西部会長：

特によろしいでしょうか。それでは次の項目ですけれども、「第7 受動喫煙防止対策に

関する具体的な施策」については、「普及啓発」、「学習機会の確保」など、5つの項目ごとに記載されており、ページ数も多いことから、それぞれの項目ごとにご意見等を伺ってまいります。まず、「1 普及啓発」について事務局から説明願います。

○事務局（夕下主幹）：

まず「1 普及啓発」に関する主な施策についてですが、「説明会等の開催」として、道民や事業者等に対し、条例の趣旨や内容等を幅広く周知するために、26の道立保健所単位で説明会等を開催することとし、この説明会等については、コロナ禍での受動喫煙単独での開催は厳しい状況にありますので、既存の研修会や健康づくりイベント等を活用して説明するような場合も含めることとしています。その他、「ポスターやリーフレットの配布等」、「ポータルサイトやツイッターによる情報提供」、さらには、「妊婦への普及啓発」について記載しています。また、普及啓発等の取組による効果を把握するため、条例の認知度や受動喫煙の機会を有する者の割合について、5年ごとに実施する「健康づくり道民調査」等により、道民や事業者の状況を把握していくことを記載しています。「1 普及啓発」の説明は以上です。

○大西部会長：

ありがとうございます。ただいまの説明に関してご質問・ご意見ございますでしょうか。なかなかコロナ禍での説明会の開催等は難しいと思われるので、様々な方法を活用しながら普及啓発していただくということにはなると思いますが、ご意見よろしいでしょうか。

○各委員等：

（意見なし）

○大西部会長：

特にないようでしたら、「2 学習機会の確保」についてよろしく願います。

○事務局（夕下主幹）：

「2 学習機会の確保」に関する主な施策についてですが、「受動喫煙防止対策に係る健康教育資材の作成等」として、新型コロナウイルス感染症が発生している状況下においても、受動喫煙防止対策に関する学習の機会を確保するため、本年度になります。オンライン研修等に対応した健康教育資材(DVD)を作成し、道及び市町村等が実施する健康教育等において活用いただくことを検討しています。その他、「企業等への出前講座等の実施」、「未成年者に対する受動喫煙防止に関する講座等の実施」、さらには、「妊婦等への知識の普及」について記載しています。「2 学習機会の確保」の説明は以上です。

○大西部会長：

ありがとうございます。ただいまの説明に対して、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。

か。

こちらでも直接出前講座等はなかなか難しい可能性がありますけれども、教育資材を活用していただくということはこれからの時代にも非常に重要ではないかと思っておりますので、進めていただければと思いますが、他にご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○各委員等：

(意見なし)

○大西部会長：

それでは「3 市町村及び事業者等の取組の促進」について事務局からご説明をお願いします。

○事務局（夕下主幹）：

「3 市町村及び事業者等の取組の促進」に関する主な施策についてですが、まず、「学校等における受動喫煙防止措置の促進」として、条例第15条の規定に基づき、保育所、認可外保育施設、幼稚園、認定こども園、小・中・高校等において受動喫煙防止措置が促進されるよう、必要な情報提供や助言等を行うことを記載しています。また、「施設利用者の受動喫煙防止に取り組む公共的施設等への支援」については、前回の部会でご説明した「北海道のきれいな空気の施設登録事業」に関する記載でございまして、受動喫煙防止対策に積極的に取り組む施設を対象とした登録制度によって、ステッカーの交付や道のホームページで登録施設を紹介するなど、施設利用者の受動喫煙防止に向けた取組を支援することを記載しております。その他、「道民の健康づくりに取り組む飲食店等への支援」については、本日、参考資料1として添付しておりますが、「ほっかいどうヘルスサポートレストラン推進事業」に関する記載であり、また、「飲食店等における受動喫煙防止のための表示の促進」は、条例第18条に規定する飲食店及び喫茶店における禁煙表示の取組促進、さらには、「市町村への情報提供等」や「関係団体における取組の促進」として、市町村や団体等における取組状況を調査し、ホームページで紹介するといった取組を記載しております。「3 市町村及び事業者等の取組の促進」に関する説明は以上です。

○大西部会長：

ありがとうございます。ただいまの説明に対して、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。

これも北海道全体で受動喫煙防止を進めていくという点で、市町村間で格差がないようにということも非常に重要です。積極的に取り組んでいるような、早くから受動喫煙防止に取り組んでいる美唄市のようなところもあれば、なかなか取組ができていない市町村もございますので、北海道としては全体の傾向をつかんで、遅れているところはより受動喫煙防止を進めていただけるような支援が必要となりますし、市町村全体の進捗の進捗状況を把握した上で支援をしていくことが非常に重要だと思います。

また、学校等は屋外も 99.7%とかなり敷地内禁煙が進んでいるようですが、まだごく一部残っていますので、こういうところには市町村からの働きかけや支援といったところもいただけだと 100%を目指すことができるのではないかと考えております。

施設での表示の促進というのは、飲食店に関しては参考資料のような取組の中に受動喫煙を防止するような取組も含まれておりますし、それとは別に、禁煙に関しての表示を義務化しているということもあるので、少し飲食店に対しての取扱いが違ったり、他の事業所とは違ったりということもありますので、ややわかりにくい部分もあったかもしれませんが、様々な取組を通じて進めていくということになるかと思えます。この点も特にご質問等よろしいでしょうか。加藤先生何かご意見ございますか。

○加藤院長（北海道がんセンター）：

よろしいでしょうか。飲食店ですが、コロナの時期でまだ先になると思いますが、人々が街に出るようになるのかなり飲食店の表示というのが大事になると思いますが、“ステッカーの交付や必要な助言を行う”と書いてありますが、アクセスの仕方として飲食店側からはどのようにステッカーの申込や助言を求めるようなシステムを考えていらっしゃいますか。

○事務局（夕下主幹）：

昨年度、道で禁煙ステッカーを作成した際には、道内の飲食店と喫茶店に対し、禁煙・分煙等関係なく、ほぼ全ての店舗に送らせていただき、法律と条例の制度内容についてご説明させていただいております。ただし、今年度については、今考えているのは、新規に開設する飲食店等には同じような取扱いで全てのお店にステッカーをお送りして、法律と条例の趣旨をご説明するという事。また、既存の飲食店でステッカーを既にお送りしたのですが貼り付けていただけていないところが今回の抽出調査で 18%ほどありましたので、そうした店舗には関係する団体ですとか、保健所の方で飲食店関係の営業許可の手続きや、コロナ禍ではありますが研修会などでの接点があるほか、受動喫煙防止ポータルサイトやツイッターで適宜情報発信するなど、制度の周知に努めていきたいと思っております。

○加藤院長（北海道がんセンター）：

そうしたら飲食店が申請すればすぐもらえるような仕組みにはもうなっているということでもよろしいですか。

○事務局（夕下主幹）：

そうです。かなりの枚数を印刷しておりますので、制度をご理解いただいて、本庁もしくは保健所にお声がけいただければすぐ郵送や手渡しができるようになっております。

○加藤院長（北海道がんセンター）：

わかりました。

○大西部会長：

おそらく利用する側もこのようなステッカーが貼ってあるところは禁煙に取り組んでいる施設であるということがわかるように、道民の方にも周知をして、飲食店を選ぶ際には掲示を参考にするということも伝える必要があると思っております。他にご意見・ご質問等いかがでしょうか、よろしいでしょうか。それでは「4 実施状況の調査」について事務局からご説明をお願いします。

○事務局（夕下主幹）：

「4 実施状況の調査」に関する主な施策についてですが、先ほど、報告事項①として各施設における受動喫煙防止対策の実施状況についてご説明しましたが、「学校等における受動喫煙防止対策」として、条例で規定する、保育所、認可外保育施設、幼稚園、認定こども園、小・中・高校等における受動喫煙防止対策の実施状況を調査するほかにも、第二種施設や公園等の屋外施設の状況について毎年度調査を行うことを記載しております。「4 実施状況の調査」に関する説明は以上です。

○大西部会長：

ありがとうございます。ただいまの説明に対して、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。

先ほどの令和2年度の調査というのは、この条例の基づく調査として今回初めて行われて調査となりますか。同様の調査がそれより前には行われていますか。

○事務局（夕下主幹）：

幅広に実施した5,000施設の抽出調査はおおむね3年ごとに過去にも実施していましたが、その頃はまだ法律の改正前でしたので、禁煙と分煙を含めた受動喫煙対策という形で、細かな整理がなされておられません。今回は法改正後の調査、条例制定後初めての調査となりますけれど、禁煙か分煙か対策なしかという明確な調査を今回初めて行いました。また、都市公園に関する調査については今までやっておらず、条例制定に合わせて初めて行った調査となっております。

○大西部会長：

法改正前の時代と比較してどの程度受動喫煙防止対策が進んでいるのか経年比較をする上で、何か比べるができる調査・数値等あるようでしたら、そういったものも含めて年次推移を見ていければ良いと思いました。他何かご意見等いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは「5 体制の整備」についてご説明お願いいたします。

○事務局（夕下主幹）：

「5 体制の整備」に関する主な施策についてですが、既存の協議会等に関する記載となりますが、「道民の健康づくり推進協議会」、今回の「受動喫煙防止対策専門部会」に関することのほか、北海道と保健所設置市による連携を目的とした「北海道・保健所設置市によ

る受動喫煙対策連携会議」、道庁内の全ての部や保健福祉部内の各課、道教委などを参集し、主に情報共有を目的とした「受動喫煙対策連絡会議」、その他に、「保健福祉部受動喫煙対策室及び道立保健所受動喫煙対策室」について記載しています。「5 体制の整備」に関する説明は以上です。

○大西部会長：

ありがとうございます。ただいまの説明に対して、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○各委員等：

(意見なし)

○大西部会長：

それでは「第8 法と連動した受動喫煙防止の取組の推進」についてご説明をお願いします。

○事務局（夕下主幹）：

「第8 法と連動した受動喫煙防止の取組の推進」についてですが、条例は、改正法の内容を踏まえて制定したものであり、道としては、法に規定する受動喫煙防止対策と連動した取組を推進することが必要であることから、改正健康増進法と条例との違いを明確にするとともに、主な取組として、条例の説明会等においては、改正法と合わせて一体的に制度説明を行うことや、飲食店等に対しては、法で規定する喫煙場所に関する標識掲示と、条例で規定する禁煙標識の掲示について合わせて働きかけていくほか、適切な分煙環境の整備を図るため、国が実施する受動喫煙防止対策助成金事業等の活用について、飲食店等に対して広くPRすることなどを記載しています。「第8 法と連動した受動喫煙防止の取組の推進」に関する説明は以上です。

○大西部会長：

ありがとうございます。普及啓発あるいは認知度を上げていくという意味でもこの改正健康増進法と道条例独自の部分の違いについては、やはり理解をしていただくように普及啓発していくことが重要かと思います。

何かご意見・ご質問等ございますでしょうか。

○古川事務局長（北海道生活衛生同業組合連合会）：

北海道生活衛生同業者組合連合会の古川です。9 ページの取組の内容の表中の一番下、「適切な分煙環境の整備」に関してですけれども、路上喫煙の規制ですとか改正健康増進法、条例の制定によって、喫煙の受け皿が少なくなっている現状にあって、最近公園などでも喫煙や吸い殻のポイ捨てが多く見受けられるようになってきていると感じています。記載の内容では国の制度の活用や制度拡充等の働きかけと、どちらかという受け身の対策のみ

の記載となっていて、道として分煙環境の整備にどう取り組むのかというところがなかなか見えてこない表現ではないかと思います。東京都のように公衆喫煙所の設置に補助制度を設けたりしている自治体もあるというふうに承知をしているところです。財政上の課題もあると思いますけれども、道としてもこうした例も参考に何らかの分煙環境の整備の取組を検討、記載すべきではないかと思います。以上です。

○大西部会長：

ありがとうございます。この辺り、何か事務局から補足はありますか。

○事務局（佐藤がん対策等担当課長）：

屋内の喫煙専用室の設置については国の基準により認められていることから、国が実施します受動喫煙防止対策の助成金の活用など、飲食店等に幅広く周知していきたいと考えております。また、屋外の喫煙場所の設置については、地方自治体に対して特別交付税の措置がなされている部分がありまして、各自治体の判断で公衆喫煙所等が設置できるようになっておりますので、こういった制度を周知していきたいと考えております。

○大西部会長：

ありがとうございます。続いてJTの大島様、お願いします。

○大島社会環境推進担当部長（日本たばこ産業（株）北海道支社）：

古川事務局長とも重なる部分がございますが、そもそも望まない受動喫煙の防止のためということで改正健康増進法では屋内の対策として、施設の類型や場所ごとに対策を定め、道条例では望まない受動喫煙ゼロの実現を目指すため、第二種施設の屋外の対策や特に20歳未満もしくは妊婦への対応として都市公園やスポーツ施設においてもたばこの煙にさらされないような対策を規定したという風に認識しております。先ほどのご意見もありますとおり、望まない受動喫煙の防止の実効性を高めるために、こうした対策の推進に加え、屋内・屋外双方において適切な分煙環境整備というものが必要と考えております。従いまして、素案の適切な分煙環境の整備の取組内容ですが、ここに書かれていることは先ほどのご回答も踏まえて考えると屋内のことを整備されているという風に思いますので、受動喫煙防止対策を推進する上で、適切な分煙環境を整備することが重要であることから屋内の分煙環境整備にあたっては、国が実施する「受動喫煙防止対策助成金等の活用を飲食店に対し広くPRすること」に加え、他業種でも活用できるよう制度拡充について国に要望する。また、屋外の分煙環境整備にあたっては、本制度の拡充について国に要望することに加え、本道及び各自治体における積極的な分煙環境整備を促進し、全ての方に望まない受動喫煙を生じさせない環境づくりを推進すると定めるのが望ましいかなという風に考えております。屋外の分煙環境整備につきましては、先ほど国の措置といった部分も説明されておりましたけれども、本年の1月20日に総務省の自治税務局から都道府県の税務担当課等に対しまして、「令和3年度 地方税制改正・地方税務行政の運営にあたっての留意事項等について」の通知において、「望まない受動喫煙を防止するためには、公共の場所における屋外分

煙施設の設置等が考えられるところであり、こうした取組は今後の地方のたばこ税の継続的かつ安定的な確保にも資すると見込まれることから、屋外分煙施設等のより一層の整備を図るために、積極的に地方のたばこ税の活用を検討していただきたい。」という風に通知されております。北海道及び道内の各自治体においても、この自由財源である地方たばこ税、こちらの一部を助成するなど検討いただきたいと思っております。なお、当社につきましては、受動喫煙防止対策の推進を目指した適切な分煙環境づくりとして、法令や条例を遵守しながら培ってきたノウハウを活かし、自治体や民間の施設管理者の方々と協働で、分煙コンサルとしては 2003 年の活動開始から 2020 年末まで全国で約 44,000 件の喫煙環境整備に取り組んできました。当社は北海道受動喫煙防止条例、そして本部会の趣旨と同様に望まない受動喫煙防止の取り組みに強く賛同しております。本道の受動喫煙防止対策の推進においても知見の提供や分煙コンサルを通じて積極的にご協力してまいりたいという風に思っております。以上です。

○大西部会長：

ありがとうございます。事務局から補足はよろしいでしょうか。

○事務局（夕下主幹）：

国の受動喫煙防止対策助成金等に関しましては、こちらに記載しているとおおり、対象がほぼ飲食店に限られていることや助成金の上限額が 100 万円となっていること、助成率は 2/3 で自己負担が発生しているということで、対象施設の範囲を拡大していただくことや、設置費用がもう少しかかるという話も聞いており、また、国の予算的にもかなり枠が少ないところもございますので、制度の拡充について、昨年度も今年度も道から国に対して要望を上げているところです。

分煙環境の整備については、状況によりますけれど、JT の分煙に関する専門的な知識やノウハウについて助言をいただきながら道としても進めていければと思っております。推進プランに具体的な記載がどこまでできるかは検討してまいります。適切な分煙環境の整備は必要という考え方は当然持っておりますので、環境整備に向けた取組は進めてまいりたいと考えております。

○大西部会長：

ありがとうございます。この適切な分煙環境の整備については、次回までどういう形で表現の修正ができるのかを検討課題ということにしたいと思っております。他にご意見等いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは「第 9 その他の取組」についてご説明いたします。

○事務局（夕下主幹）：

「第 9 その他の取組」としまして受動喫煙防止条例で規定していない歩きタバコ等の防止やサードハンドスモークへの対応について、受動喫煙防止対策と合わせて取り組むことを記載しています。

具体的には、それぞれ普及啓発という形での取組になりますが、「歩きたばこ等の防止」については、改正法によって一定の場所が喫煙禁止となることで、路上喫煙や歩きたばこの増加が懸念されることから、公共の場所における喫煙を制限し、快適な生活環境の確保を目的として、平成15年に制定された「北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例」の趣旨や内容を道民等に対して幅広く周知する必要があるとあり、受動喫煙防止条例と合わせ、市町村や関係団体等との連携を図りながら、リーフレットやポータルサイト等を通じて、幅広く周知していくことを記載しています。

次に、「サードハンドスモークへの対応」については、令和元年度開催の専門部会で議題となり、条例ではなく、計画策定時に対応することとしておりましたが、喫煙者の副流煙や吐き出す煙による直接的な受動喫煙（二次喫煙）による悪影響のほか、衣類や室内に付着した煙の成分から生じる残留たばこ煙、いわゆる「サードハンドスモーク」（三次喫煙）による健康への影響についても、厚生労働省の検討会等のほか、関係団体のホームページで情報提供が行われるなど、近年、社会的な問題となってきております。このため、サードハンドスモークに関する情報についても、受動喫煙の防止と合わせ、リーフレットやポータルサイト等を通じて、幅広く周知していくことを記載しています。

「第9 その他の取組」に関する説明は以上です。

○大西部会長：

ありがとうございます。条例案の検討の中で出てきていた課題については、こちらのその他の取組に盛り込んでいただいたということになりますが、何かご意見・ご質問等ございませんでしょうか。

○笹本特別委員（北海道医師会）：

北海道医師会の笹本でございます。サードハンドスモークは新しい概念なので、これを皆さんに知っていただくことは大事だと思うのですが、サードハンドスモークといってもなかなか分からないと思うんですね。三次喫煙とか残留受動喫煙とも言われますが、もう少し分かりやすい言葉を使って道民の方に理解していただくことが大事ですし、たばこの後始末も含めて、今まで害はないと思っていた人たちについても影響があるということをもっと啓蒙して知っていただきたいと思います。

それからもう一つ、電子たばこについて、ここでは取組に関することはあるのでしょうか、そちらはご質問でございます。以上です。

○事務局（夕下主幹）：

まずサードハンドスモークにつきましては、笹本先生のご意見のとおり、なかなか広く一般の方に認知されていない状況でして、そういった中で、道が昨年6月に開設しました北海道受動喫煙防止ポータルサイトにその説明を行っているのと、一部の団体でもサードハンドスモークについて分かりやすく紹介しており、また、厚生労働省の情報サイト「e-ヘルスネット」でも紹介していますので、こうしたホームページのリンクを貼って紹介するような取組はすでに進めております。

電子たばこについては、加熱式たばこと電子たばこの違いというのがまだまだ認知されていない状況でして、加熱式たばこはあくまで紙巻きたばこを電子機器に差し込んで加熱して嗜好されるというもので、電子たばこは全く別物でリキッドを蒸発させてその蒸発したものを楽しむということで、基本的に加熱式たばこについては、条例策定時の議論の中にもございましたけれど、法律の中ではまだ健康影響に関するエビデンスが揃っていないということで経過措置的な取扱いがなされており、条例でも何ら規定を設けていない状況です。一方で、電子たばこについては国内でそれほど流通しておらず、国としての検討もまだ進んでおりません。加熱式たばこと電子たばこについては今のところそういった状況となっております。

○**笹本特別委員（北海道医師会）：**

よく分かりました。サードハンドスモークという言葉ですが、これは全国で皆さんが統一して使われないと言葉自体が広がらないと思うんですね、だから是非、国とも相談して、どの言葉が一番良いか考えて是非ともお使いたいと思います。以上です。

○**事務局（夕下主幹）：**

分かりました、ありがとうございます。

○**大西部会長：**

では、JTの大島様お願いいたします。

○**大島社会環境推進担当部長（日本たばこ産業（株）北海道支社）：**

サードハンドスモークのお話がありまして、事実を道民の方に広く知っていただくというのは非常に大切なことだと考えております。一方で普及啓発という言葉が概要にも記載されていたかと思えますけれど、普及啓発というのはどういった形のものをお考えになっているのでしょうか。ポータルサイトなどでご紹介になっているというのは承知しているのですが、普及啓発という意味が、今あるサードハンドスモークのエビデンス等々を考えますとどのようなことを指すのかちょっとご理解できなかったものですから、ご教授いただければと思います。

○**事務局（夕下主幹）：**

大島部長が今おっしゃられたとおり、道では、ポータルサイトとリーフレットでサードハンドスモークについて紹介しており、それが社会的な問題になってきていますのでご注意くださいといったレベルでの普及啓発を進めております。国では、サードハンドスモークという、笹本先生のおっしゃった用語の定義的なものも含めてまだ明確な議論が進んでいないということで、過去の検討会でも「健康影響は明らかではないが人に迷惑なのは確かである」といった事例報告がなされているレベルです。また、「サードハンドスモークについて知っていますか」、「こうした状況であるものがサードハンドスモークに該当しますので皆さんご注意ください」といった内容が様々な自治体や団体、クリニックなどのホームページ

であげられているので、現状としては、道としてもポータルサイトやリーフレットを通じて情報提供を行っていくことを考えております。

○大島社会環境推進担当部長（日本たばこ産業（株）北海道支社）：

承知しました。情報提供といった部分は、非常に正しいと思うんですね。今国の方でも定義も含めてなかなか定まっていなかったりということがございましたし、サードハンドスモークにつきましては厚生労働省のウェブサイト「生活習慣病予防のための健康情報サイト」においても、「たばこを消した後に残留する化学物質を吸入すること」と説明した上で、「新しい概念であるため、研究はまだ少なく、健康影響についてもまだ明らかでない」と記載されているものと承知しております。また、同じく厚生労働省の「喫煙と健康／喫煙の健康影響に関する検討会報告書」においては、「現段階で三次喫煙による健康影響を示す疫学調査報告は見当たらない」という風に記載されております。ですので、国が健康影響がまだ明らかでないでされているサードハンドスモークにつきまして、現時点において記載するということが、社会的な混乱を招く懸念があるのかなというところがあり、どうしても周知という部分で記載をするということをございましたらば、「条例で規制していないサードハンドスモークについては、今後の動向に注視する」、もしくは「サードハンドスモークの適切な周知に取り組む」というような記載の仕方が適切ではないかなという風に考えます。

○事務局（夕下主幹）：

ご意見ありがとうございます。検討させていただきます。

○大西部会長：

ほか、その他の取組についてご意見・ご質問等よろしいでしょうか。特にないようでしたら、最後になりますが、「第10 数値目標」及び「第11 計画の推進管理と評価」についてご説明をお願いします。

○事務局（夕下主幹）：

「第10 数値目標」についてですが、9つの指標を設定しています。まず、「普及啓発の実施」の区分としては、2点ございます。

1点目が、「説明会等の開催箇所数」として、受動喫煙防止に係る説明会等を全道各地で開催するという考えの下、令和2年度は、24の道立保健所で開催されたものを、コロナ禍ではありますが、令和4年度までには、開催方法を工夫するなどして全26道立保健所で開催することを目標とします。

2点目が、「ポータルサイトの閲覧数（月平均）」として、昨年6月に開設した「北海道受動喫煙防止ポータルサイト」について、道民や事業者等に対して様々な情報を幅広く提供していくという考えの下、令和2年度末時点で閲覧数が月平均920件であったものを、市町村や関係団体等の協力を得ながら、現状値から増加させることを目標とします。

次に「学習機会の確保」の区分ですが、「受動喫煙の防止に係る健康教育等の実施市町村数」として、道が制作した健康教育教材（DVD）を活用して健康教育等を実施する市町村に

ついて、コロナ禍の影響により、令和2年度は16市町村にとどまっていますが、令和4年度までには、全ての市町村で活用していただくことを目標としています。なお、DVDについては、平成30年度に、(株)よしもとクリエイティブ・エージェンシー札幌支社に委託して、北海道の喫煙率低下に向けた普及啓発や喫煙の予防教育を行うため、「北海道喫煙防止健康教育教材 DVD」を制作しており、本年度においては、受動喫煙の防止に関する教育資料としてのDVDを新たに制作することとしています。

次に、「市町村及び事業者等の取組促進」の区分として、6点ございます。1点目が「学校等の敷地内における受動喫煙防止措置の実施率」として、敷地内で受動喫煙防止措置を実施する保育所、認可外保育施設、幼稚園、認定こども園、小・中・高校等について、令和2年度時点で99.7%であったものを、令和4年度までに100%にすることを目標とします。

2点目が「禁煙としている飲食店等における禁煙表示の実施率」として、店内禁煙である旨を記載した標識を掲示している飲食店及び喫茶店について、令和2年度時点で81.5%であったものを、令和4年度までには100%にすることを目標とします。

3点目が「第二種施設の屋外における受動喫煙防止対策の実施率」として、喫煙場所について、施設利用者に配慮した場所（出入口等から離れた場所）に設置している等受動喫煙防止対策を実施している第二種施設について、令和2年度時点で66.3%であったものを、令和4年度までには現状値から増加させることを目標とします。

4点目が「受動喫煙防止対策を実施する都市公園（屋外）の実施率」として、屋外において特定屋外喫煙場所と同等の措置を講じている等受動喫煙防止対策を実施している都市公園について、令和2年度時点で17.3%であったものを、令和4年度までには現状値から増加させることを目標とします。

5点目が「北海道のきれいな空気の施設」の登録施設数として、受動喫煙防止対策に積極的に取り組む第二種施設について、令和2年度末時点で971施設であったものを、道立保健所を通じて市町村管理施設や郵便局等の公共的施設などに積極的に働きかけることで、令和4年度までには、登録数を現状値の約3倍にあたる、3,000施設に増加させることを目標とします。

最後に6点目ですが「受動喫煙防止対策を実施している市町村数」として、北海道受動喫煙防止条例に関する取組等を実施する市町村について、令和2年度末時点で122市町村であったものを、令和4年度までには全179市町村で実施していただくことを目標とします。なお、この取組等については、市町村独自で条例や計画を策定するほか、道のポータルサイトやツイッターを市町村のホームページに掲載していただくような取組も含める考えです。

以上、9つの数値目標については、数年に一度実施される国の調査を出典にするのではなく、毎年度、道において独自に調査を行い、進捗状況を確認していくこととしています。また、目標値の達成年度は、推進プランの計画期間の終期である令和4年度に設定しており、令和3年度までに何%といった中間の目標値は設定しないこととしています。

最後に「第11 計画の進行管理と評価」についてですが、本計画を効果的かつ着実に推進するため、「道民の健康づくり推進協議会（受動喫煙防止対策専門部会）」において、毎年度、受動喫煙防止対策の推進状況や数値目標の達成状況の評価等を行うことを記載して

います。本日も説明した施設区分ごとの受動喫煙防止対策の状況や関連施策の実施状況等を専門部会に毎年ご報告し、進捗状況に関する評価や今後の施策推進に向けた協議等をお願いする考えです。「第10」と「第11」に関する説明は以上です。

○大西部会長：

ありがとうございました。ただいまの説明に関して、ご意見・ご質問等はいかがでしょう。毎年行われる調査指標の数値に基づいて毎年評価を行っていくということになるかと思いますが、よろしいでしょうか。

○各委員等：

(意見なし)

○大西部会長：

ありがとうございました。これで全ての素案(案)について見てきたわけですが、素案全体を通して何かご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

3 その他

○大西部会長：

では、最後になりますが「3 その他」として、出席者の皆様から 本日の議事全体を通して何かご質問やご意見はございますか。

○田西委員(北海道歯科医師会)：

実施状況の中の回答率ですが、回答率が全体で47.4%という回答率で、抽出調査の部分でも結構低い業種等が多いんですけども、逆に回答してこないことは受動喫煙防止がうまくできていないがために報告したくないという方も結構おられるんじゃないかと思うんですね。この数値をこのまま鵜呑みにしていいものなのかという部分もあったり、クリティカルシンキングっていうんでしょうか、本当にあっているのか、回答されていないところはなぜ回答されていないのかということも検討してみるのも一つではないかなと思います。以上です。

○大西部会長：

ありがとうございます、大変重要なご指摘かと思います。このあたり、この調査で回答率をあげるための督促ですとか、何か行った上でこの回答率だったということになりますでしょうか。いかがでしょうか。

○事務局(夕下主幹)：

今回の5,000施設の抽出作業にあたってのご説明になりますが、全体の対象施設が相当数ございまして、送付リスト作成のベースにしたのが総務省の統計調査の住所データであ

り、その時点が平成 28・29 年という少し古い状況にございまして、そうした作業を経て 5,000 施設に送付したのですが、宛名不在で返ってきているところも多数あったということで、それを含めた回答率が 47.4%になったというところでございます。宛名不在で返送された施設を除いた返答のない施設に対しては、委託した事業者から再度“未提出なので提出してください”という働きかけを行った上でこの回答率となっています。今後は、何とか 50%は超えてほしいという考えがございまして、工夫しながら進めていきたいと考えております。

○大西部会長：

この回答率は毎年変動があったり、ある業種の回答率が極端に悪いような年度があったりしますと、単純に昨年度と比較して良いのかという問題等もございまして、また、回答のバイアスといいますか、対策しているところほど回答率が高く、していないところほど回答率が低いということも当然考え得ることだとは思いますが、そういったところも含めて今後検討は必要なのではないかと思えます。貴重なご意見ありがとうございます。他に何かご意見等いかがでしょうか。では事務局から何かございましてでしょうか。

○事務局（夕下主幹）：

今後のスケジュールについてご説明いたします。資料の 3 をご覧ください。

今後、事務局におきまして、本日皆様からいただいたご意見等を踏まえ、部会長と相談の上、推進プラン（素案）〔案〕の最終版を作成します。

次回（第 4 回）の専門部会については、その最終版について、皆様からご意見をいただきたいと考えており、資料等の準備が整いしだい、時間は書面開催として開催する予定としておりますので、引き続きよろしく願いいたします。事務局からの説明は以上です。

○大西部会長：

ありがとうございます。今後のスケジュールについて説明ありましたが、この点についてご質問等はございますでしょうか。よろしでしょうか。

4 閉 会

○大西部会長：

これで予定の議事は全て終了しました。先ほど事務局から説明がありましたが、本日いただいたご意見を踏まえ、事務局が作成した推進プラン（素案）の修正版について、私のところで確認させていただいた上で、次回の専門部会において、皆様のご意見をお伺いする流れとさせていただきます。また、次回の専門部会において、修正意見等があった場合は、部会長の判断で修正の有無を含めて判断させていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

スムーズな議事進行にご協力くださりありがとうございます。それでは、進行を事務局にお返しします。

○事務局（夕下主幹）：

大西部会長、ありがとうございました。次回（第4回）の専門部会の開催については、資料等の準備が整い次第、ご連絡をさせていただくのでよろしくお願いします。

なお、本日の資料及び議事録につきましては、後日、ホームページで公表いたしますので、ご承知おき願います。

これもちまして、第3回受動喫煙防止対策専門部会を終了いたします。本日は、どうもありがとうございました。